

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	アスク川崎東口保育園
経営主体(法人等)	(株) 日本保育サービス
対象サービス	保育所
事業所住所	〒210-0023 川崎市川崎区小川町13-9
設立年月日	平成22年4月1日
評価実施期間	平成25年7月～平成25年11月
公表年月	平成26年6月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部
評価項目	川崎市評価基準
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
＜園の概要・特徴＞ 1. 立地 「アスク川崎東口保育園」はJR川崎駅・京急川崎駅から徒歩10分の駅前繁華街に隣接しており、周囲に高層のビルやマンションが立ち並んでいます。 1. 特徴 アスク川崎東口保育園は平成22年4月1日に設立され、設置法人は、株式会社 日本保育サービスです。園舎は独立した鉄骨造り二階建てで、1階に砂地の園庭、屋上には人工芝の園庭があります。定員は80名、0歳児～5歳児までを対象にしており、「延長保育」、「障がい児保育」の特別保育も実施しています。 園目標は「・元気に・楽しく・のびのびと」です。 ＜特に優れている点＞ 1. 子どもの自主性を伸ばす「お泊り保育」を実施しています 園目標に「・元気に・明るく・のびのびと」を掲げ日常生活や遊びが豊かに展開され、月1回開催される行事などで子どもの生活に変化や潤いを持たせる工夫をしています。とくに、7月に行われた「お泊り保育」では前日から友だちとカレー具材の相談をしながら買い物をし、クッキングもするなど単なるお泊りではない「お泊り保育」を行っています。 2. 食育計画・クッキング計画・食農計画が充実しています 園では献立表の他に食べることの大切さ、楽しさを理解するために、年間食育計画、年間クッキング計画が立てられています。保護者向け試食会を設けたり、今日の食材を栄養素別に3色に色分けて示して栄養の観念を育てたり、プランターでの野菜の栽培、収穫などの食農教育に力を入れています。 3. 子育て支援:「のびのびクラブ」を地域に提供しています 子育て支援の一環として子育て支援:「のびのびクラブ」を地域に提供しています。この催	

しは毎月1～3回開催されており、定員は未入园児5組、内容は園内見学・身体測定・お話（毎月テーマを決めて：カタツムリ、水遊び、運動会etc.）などとなっており、川崎区の広報誌でも紹介されています。

＜改善を期待したい点＞

1. 保護者が自由に選択できるよう複数の苦情・相談窓口情報の提供

「入园のしおり」・「重要事項説明書」にも園の相談・苦情窓口、川崎区の相談・苦情窓口、神奈川県福祉サービス適正化委員会なども記載し保護者が自由に選べるようにすることが望まれます。

2. 年度計画の策定と実行

事業計画の策定にあたっては数値目標を設定するなどして、実施状況を具体的に把握できるようにすることが望まれます。

また、事業計画に対する職員の認識は十分ではありません。園の目指していること（理念・基本方針の実現）に向けて、事業計画の実行が必要であることを会議などで理解し合うことが望まれます。

評価領域ごとの特記事項

1. 人権の尊重

- ・基本方針に、「・子どもの自ら伸びようとする力・後伸びする力・五感で感じる保育の充実を目指す」と明記するとともに、性差にとらわれず遊具、折り紙など好きな色を自由に選べるよう配慮しており、現在外国人市民の子どもは9人（イスラム圏、中国、フィリピン、韓国）が在園していますが、職員は子どもに差別なく接しています。
- ・「保育園業務マニュアル」で個人情報の取り扱いについて徹底し、個人情報は事務所で保管し、プライバシーの保護に努めています。
設置法人主催の入社時研修で、プライバシー保護の研修を職員全員が受け、基本知識、社会福祉に携わる者としての姿勢、意識を持っています。
- ・虐待防止は「虐待防止マニュアル」に基づいて対応しており、虐待が疑われる場合は設置法人や児童相談所と連携を取って対応しています。
倫理などの関する問題は、設置法人の主催するコンプライアンス委員会が対応にあたります。

2. 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

- ・保育内容に関する相談・苦情については「入园のしおり」・「重要事項説明書」で分かり易く説明しています。また、「入园のしおり」・「重要事項説明書」は全保護者に配付され、園の玄関には日本保育サービスの相談窓口だけでなく、園の相談・苦情受け付け体制（苦情受付責任者・苦情受付担当者・第三者委員2名）が掲示され、ご意見箱も設置されています。
- ・子ども一人ひとりを受容した援助ができるように、個人差の大きい0～2歳児には個々の家庭環境や生活リズム、心身の発達状況や個性の違いを把握し、それらを尊重した「個別指導計画」を策定し、それに基づいて援助しています。また、発達の過程で生じる子ども同士のトラブルに対しては、職員会議で討議し、子どもを受容し、保護者・職員の連携により再発防止に努めています。

	・園目標に「・元気に・明るく・のびのびと」を掲げ日常の生活や遊びが豊かに展開され、月1回開催される行事などで子どもの生活に変化や潤いを持たせる工夫をしています。異年齢保育については思いやりを育む観点から中長期事業計画に取り上げており、延長保育時間を中心に異年齢保育を実施しています。 ・地元の自治会にも加入していることから、お祭りに参加しお神輿を担がせてもらうなどの体験をしています。また、昨年の敬老会には15人の子どもが参加しお年寄りと交流しています。 5歳児クラスでは、就学に向けて各家庭の就寝・起床時間を調査し、園と家庭との生活リズムの連続性を尊重しながら一日の流れを組んでいます。
3.サービスマネジメントシステムの確立	・サービスについては「保育園業務マニュアル」（衛生、虐待防止、感染症、食中毒、不審者対応、事故防止のマニュアルを含む）に基づき園運営を行っています。 指導計画書は子どもの成長、発達過程、実態に鑑みてクラス担任職員が策定し、主任・園長が最終確認をしています。また、要支援児への指導計画は、設置法人の発達支援担当や川崎区の保健師に相談しながら策定しています。 保護者から要望の強いクッキング保育は、栄養士が立てた年間計画を実施しています。なお、日常の保護者との会話も参考にして計画に反映しています。 年間計画は半期毎に、月間は月末に、週案は週末に評価反省する仕組みになっており、園長の確認のうえ、次の計画に反映しています。緊急性のあるケースはリーダー会議、職員会議で子どもの様子を報告、見直し提案をし、その都度対応しています。変更した計画は、毎月発行されるクラスだよりで保護者に知らせる他、運営委員会でも報告しています。職員へは職員会議で報告しています。 ・苦情解決の仕組みについては、「入園のしおり」・「重要事項説明書」には相談・苦情窓口が明記され、保護者には入園時に説明・配付されています。また、玄関には苦情受け付け体制が掲示されています。 苦情・要望があれば「クレーム受理票」に記入し進捗管理しています。苦情対応は「苦情要望対応マニュアル」に基づき対応されており、保護者には必ずフィードバックする仕組みになっており、プライバシーに配慮し苦情内容および解決結果などを公表しています。 ・運営理念に「安全・安心」を掲げており、事故、感染症、災害などに対するマニュアルが整備され、それらに基づいて園の運営を行っています。 設置法人が主催する安全委員会に園長が出席し職員会議で、内容を報告し職員と情報共有しています。安全チェック表には具体的リスクの想定をもとに180ほどの項目が網羅されています。 月に1回、避難訓練を計画的に実施し、結果を反省し今後の参考としています。また、災害時における役割分担は作成されており、緊急時は職員全員が担当であるとの認識を持って毎月担当を変更し、訓練しています。 なお、緊急時の安否確認対策は保護者の協力のもと、ダイヤル171の訓練、災害伝言板訓練、引き取り訓練、不審者対応訓練を行っています。

4.地域との交流・連携	・子育て支援の一環として子育て支援：「のびのびクラブ」を地域に提供しています。この催しは毎月1～3回開催されており、定員は未入园児5組、内容は園内見学・身体測定・お話（毎月テーマを決めて：カタツムリ、水遊び、運動会など）となっており、川崎区の広報誌でも紹介されています。また、園庭解放は毎週行っています。 ・町内会に加入し地域活動にも力を入れてきており、地域のお祭りでは園児が町内神輿を担がせてもらうなど交流が深まっています。また、地域の方々の各種園行事への参加案内をその都度町内会に届けています。なお、開かれた保育園となるためには外壁に園の掲示板をだし情報発信するのが望ましいのですが、近くに繁華街があり不審者の徘徊もあることから、安全の観点から現状のままで止むを得ない状況です。ボランティアは毎年1～3件受け入れており、ボランティア受け入れの基本姿勢は「ボランティア受け入れマニュアル」に明文化されています。 ・川崎区主催の幼保小連絡会、年長児担当者会議、認可保育園園長会、主任児童委員連絡会などに参画し議論すると共に、これらの会議では川崎区からの報告もあり貴重な福祉ニーズの情報源として活用しています。
5.運営上の透明性の確保と継続性	・保育園業務マニュアルで園長・主任・保育スタッフの職務分担が明確にされています。園長は園での日常活動の中では、会議や研修の実施の決定や進行を行っており、常にリーダーシップを発揮しています。また、園長は、月1回の職員会議、年2回の個人面談を通じて職員の意見を取り込みサービスの質の向上に反映するとともに、今年より職員会議の後、現状での課題とと思っていることをテーマにして職員が順番に話をする研修を実施するなど指導力を発揮しています。 ・運営理念・基本方針は「重要事項説明書」・「入園のしおり」・「保育課程」に明記され、玄関にも掲示されています。また、基本方針は「子供の自ら伸びようとする力、後伸びする力、五感を感じる保育の充実を目指す」と職員の行動規範となるような具体的な内容となっており、園目標の「・元気に・楽しく・のびのびと」に展開されています。理念や基本方針は入社時の研修で周知徹底が図られており、保護者には入園前説明会において、「重要事項説明書」を用いて説明をしています。開園時点に5年間の中長期事業計画の目標が設定されており、それに基づく年度ごとの事業計画が策定されています。なお、中長期事業計画は職員会議で討議・周知されており、保護者には年度初めの運営委員会で資料配付し説明しています。 ・社会福祉事業全般の動向把握は、自園の見学者数、川崎区保育課などの情報ならびに園独自の子育て支援策の「のびのびクラブ」参加希望者数の動向などから、間接的に園が位置する地域での利用者数・利用者像について把握しています。
6.職員の資質向上の促進	・研修制度についての基本姿勢は「保育園業務マニュアル」に明記されています。また、組織が職員に求める基本姿勢や意識は、設置法人作成の「人材育成ビジョン」に明示されています。職員は自己の受講希望と園長の職員の経験や能力を勘案したアドバイス

に配慮した「個人別年間研修計画」を策定し、設置法人指名による階層別研修と自由選択の研修などを受講し能力開発に取り組んでいます。
また、3月の人事面談時に園長と面談し、能力開発効果の評価とアドバイスを受け、次年度の研修計画に反映しています。

- 「人事評価規定」があり、職員には説明会で周知され、人事考課の目的や効果は理解されています。なお、考課基準は職員に明示されており、年3回の自己評価後、園長・エリアマネジャーによる評価を受け、考課後、職員には園長・エリアマネジャーから考課結果のフィードバックがなされています。また、園長は職員の希望や意向を年3回の自己査定後の面談と必要の都度実施する個別面談で把握し、可能な限り希望に沿うようにして働きやすい職場づくりに配慮しています。
- 実習生は「実習生受け入れマニュアル」に基づき対応しています。毎年1～2名受け入れています。

〔川崎市福祉サービス第三者評価結果報告様式〕
(認可保育所版)

対象事業所名（定員）	アスク川崎東口保育園 （ 80人 ）
経営主体（法人等）	(株) 日本保育サービス
対象サービス	保育所
事業所住所	〒210-0023 川崎市川崎区小川町13-9
事業所連絡先	044-233-5030
評価実施期間	平成 25年 7月～平成 25年 12月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

評価実施シート (管理者層合議用)	評価実施期間 平成 25年 7月 20日～平成 25年 8月 26日
	(評価方法) ・園長他1名による合議により作成。
評価実施シート (職員用)	評価実施期間 平成 25年 7月 20日～平成 25年 8月 26日
	(評価方法) ・全職員個人個人が評価項目に従って記載し、密封・無記名で提出したものをそのまま評価機関が回収した
利用者調査	配付日) 平成 25年 7月 25日 ----- 回収日) 平成 25年 8月 15日
	(実施方法) ・保育園よりアンケート用紙・封筒を全保護者に渡し、保育園入口に回収箱を設置して投函してもらい、無記名・密封のまま評価機関が回収した。
評価調査者による 訪問調査	評価実施期間（実施日）／平成25年9月12・19日
	(調査方法) ・一日目は評価調査員2名および事務局1名の3名が、二日目は評価調査員2名が園を訪問し、現場観察・書類確認・ヒヤリング(園長、職員2名)および子どもの観察を行った。

[総合評価]

<施設の概要・特徴>

【立地】

「アスク川崎東口保育園」はJR川崎駅・京急川崎駅から徒歩10分弱の駅前繁華街に隣接しており、周囲には高層のビルやマンションが立ち並んでいます。

【概要】

アスク川崎東口保育園は平成22年4月1日に設立されました。園舎は独立した鉄骨造り二階建てで、1階に砂地の園庭、屋上には人工芝の園庭を有しています。定員は80名、0歳児～5歳児までを対象にしており、「延長保育」、「障がい児保育」の特別保育も実施しています。園目標は、「・元気に・楽しく・のびのびと」としています。

[全体の評価講評]

<特によいと思う点>

1.子どもの自主性を伸ばす「お泊り保育」を実施しています

園目標に「・元気に・明るく・のびのびと」を掲げ日常の生活や遊びが豊かに展開され、月1回開催される行事などで子どもたちが季節を感じ、生活に変化を持たせる工夫をしています。とくに、7月に行われた「お泊り保育」では前日から子どもたちは自主的に友だちとカレー具材の相談をしながら買い物をし、クッキングもするなど職員やお友達と共同生活を楽しむ「お泊り保育」を行っています。

2.食育計画・クッキング計画を充実し、食農教育に力を入れています

園では各種献立表の他に食べることの大切さ、楽しさを理解するために、年間食育計画、年間クッキング計画が立てられています。保護者向け試食会を設けたり、今日の食材を栄養素別に3色に色分けて示して栄養の観念を育てたり、プランターでの野菜の栽培、収穫などの食農教育に力を入れています。

3.子育て支援:「のびのびクラブ」を地域に提供しています

子育て支援の一環として子育て支援:「のびのびクラブ」を地域に提供しています。この催しは毎月1～3回開催されており、定員は未入园児5組、内容は園内見学・身体測定・お話(毎月テーマを決めて:カタツムリ、水遊び、運動会etc.)となっており、川崎区の広報誌でも紹介されています。

<さらなる改善が望まれる点>

1.保護者が自由に選択できるよう複数の苦情・相談窓口情報の提供

「入園のしおり」・「重要事項説明書」にも園の相談・苦情窓口、川崎区の相談・苦情窓口、神奈川福祉サービス適正化委員会なども記載し保護者が自由に選べるようにすることが望めます。

2.年度計画の策定と実行

中期計画をふまえた年度の事業計画を検討・立案し、確実に実行ができるよう、職員全員で周知し、体制を整えた上で問題解決をしていくような施策が望めます。

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域 1 サービスマネジメントシステムの確立
＜特に良いと思われる点＞ ・災害対策、危険防止については、園が繁華街にあり不審者への危機感を職員に持たせるため、他園の園長に不審者役を演じてもらったり、災害がいつ発生しても対応可能なように、子どもたちが寝ている間に、毎月いろいろな場面を想定し安全に対する訓練をしています。

評価分類 (1) サービスの開始・終了時の対応が適切に行われている。	A
・ホームページで、園の概要と共に子どもたちのクラスや行事での笑顔の写真の掲載があり、子育て支援の一環として行っている「のびのびクラブ」の園見学の実施については川崎区の広報誌に紹介されています。また、パンフレットを区役所に置き関心のある保護者へ広く情報提供をしています。 ・入園説明会でサービスの内容を記載した「入園のしおり」「重要事項説明書」を配布し、負担料金・延長料金を具体的に説明し、さらに年度初めの運営委員会で年間行事予定（案）を提示しています。 ・子どもの不安を軽減させるため、入園前の個人面談で在園時間の短縮、母子登園など「慣れ保育（慣らし保育）」を勧めています。職員は園と家庭の相互理解を深め連携し、子どもの生活リズムを整えて、保育園が安心して過ごせる場所であるよう、環境を整えています。 ・クラス担任職員が出席する「幼保小連携会議」や近隣の小学校との交流会で学校生活の把握や情報交換を行い、職員会議で報告するとともに保護者へ「クラス便り」などで伝えて情報共有しています。「児童保育要録」は担任職員が作成し園長名で小学校へ提出されますが、その際に保護者の同意を得ています。	
評価項目	実施の可否
① 保護者等（利用希望者を含む）に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	○
② サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	○
③ サービス利用開始後に、子どもの不安やストレスが軽減されるような支援を行っている。	○
④ 就学がスムーズに行われるよう、保育の方法や保護者とのかわりに配慮されている。	○

評価分類 (2) 手順を定め、その手順に従ったアセスメントを行い、サービス実施計画を策定している。		A
・ 設置法人が定めたアセスメント様式に沿った「面談シート」「家庭調査票」に各々面談担当が記載し、それを基本に保育を開始しています。「児童票」は年齢に応じた時期に生活、遊び、情緒など5領域の項目で記入しています。 ・ 指導計画書は子どもの成長、発達過程、実態を鑑みて担任職員が策定し、主任、園長が最終確認をしています。栄養士、調理師が参加する給食会議、嘱託医が参加する職員会議の意見提案も加味して計画書の参考としています。 ・ 職員は入社時研修のほか、習熟度に合わせて階層別研修、自由選択研修、外部研修を受講して日々の保育や計画の評価・見直しに反映させています。		
評価項目		実施の可否
①	手順を定め、その手順に従ってアセスメントを行っている。	○
②	指導計画を適正に策定している。	○
③	状況に応じてサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類 (3) サービス実施の記録が適切に行われている。		A
・ 帳票類は総体的に主任が指導し、経験未熟な職員にはリーダーが具体的に指導するなど、業務マニュアルにより記録要領は徹底されており、子どもの状況で特別目立った事項、気がついた事項は職員同士で声を掛け合い、昼のミーティングで園全体に周知しています。 ・ 職員間の情報伝達は0～1歳児は「生活睡眠記録」、2歳児以上はリーダー会議、職員会議を通し伝達しており、子どもの状況、家庭へのお知らせなど日々の伝達は遅番から早番へ「延長保育日誌」を用いて職員間で共有しています。 ・ 記録の管理は園長が担い、個人情報管理規定により個人記録は事務所の施錠できる書庫に保管されて、持ち出す際は主任、園長の許可が必要となり管理は徹底しています。		
評価項目		実施の可否
①	子どもに関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	○
②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	○
③	子どもの状況等に関する情報を職員間で共有している。	○

評価分類 (4) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		A
・サービスについては保育園業務マニュアル（衛生、虐待防止、感染症、食中毒、不審者対応、事故防止の各マニュアルを含む）に基づき園運営を行います。 ・職員は入社時研修のほか、習熟度に合わせた階層別研修、自由選択研修、外部研修を受講しています。設置法人の研修はあらかじめ年間プログラムが提示され、職員は内容を選択、受講し日々の保育や計画の見直しに反映させています。年間、月間、週案は各期末に反省、評価、見直し欄を設け、職員の提案、保護者の行事ごとの感想、運営委員会の意見、ご意見箱を取り入れ柔軟に臨んでいます。		
評価項目		実施の可否
①	提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	○
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	○

評価分類 (5) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		A
・運営理念に子どもの「安全・安心」を掲げており、緊急時は職員全員が担当であるとの意識を持ち子どもたちの安全確保のために「連絡→指示→通報」を迅速に行うことを原則とし備えています。 ・設置法人が作成する「安全チェック表」には具体的リスクの想定をもとに180程の項目が網羅され、チェックは年2回の一斉点検と地震の発生の度に行い、環境整備を徹底しています。 ・月1回定期的に避難訓練を実施し、結果を反省し今後の参考としています。今年度は大津波を想定し、隣接の5階建ての駐車場オーナーの協力を得て5歳児が避難する訓練も盛り込まれています。		
評価項目		実施の可否
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における子どもの安全確保のための体制が整備されている。	○
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	○
③	子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	○

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域 2 人権の尊重	＜特に良いと思われる点＞ 職員は虐待防止の研修を受け、また日々、保護者とのコミュニケーションの場を多く設け、子どもや家庭の様子に注意を払っています。虐待が疑われる子どもについては細かく視察し、園長と担任職員が関係機関と連携を取って定期的にカンファレンスを行っています。
-------------------	---

評価分類 (1) サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。	A
- 職員は0歳児が指差す木々の葉についてやさしく説明し、ぐずる2歳児を抱き寄せて「どうしたいの」と聞き、通院で遅れてクラスに入りひるむ子どもに、園長や主任に声掛けをしてもらい気持ちが鎮まってからクラスに戻すなど、子どもの目線に合わせて個別に対応しています。 - 理念・基本方針の精神は子どもを尊重した保育サービスの実施にあり、新人職員と1年目職員は設置法人内部研修への受講は必須で、今年は外部の「人権に対する研修」への受講が決まっています。現在園では9人の外国人市民の子どもが在席していますが、その研修には宗教食、除去食、食事マナーが含まれており保育に反映されています。 「虐待防止マニュアル」に基づいて対応し、職員は登園時に顔色、キズ、更衣時にキズの有無を視診し、虐待が疑われる場合は連携を取っている児童相談所や設置法人へ連絡をしています。	
評価項目	実施の可否
① 日常の保育にあたっては、個人の意思を尊重している。	○
② 子どもを尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	○
③ 虐待の防止・早期発見のための取組を行っている。	○

評価分類 (2) 利用者のプライバシー保護を徹底している。	A
「保育業務マニュアル」で個人情報の取り扱いについて徹底しており、個人情報となるものは施錠保管しプライバシーの保護に努めています。入社時研修でプライバシー保護の研修を対象職員全員が受け、基本知識や社会福祉事業に従事する者としての姿勢・意識をしっかり持ちます。 - ホームページへの子どもの写真の掲載、就学時の「児童保育要録」の小学校への提出など、外部の関係機関とのやりとりは必要に応じて保護者へ説明し同意を得ています。	
評価項目	実施の可否
① 子どもや保護者に関する情報（事項）を外部とやりとりする必要がある場合には、利用者の同意を得るようにしている。	○
② 利用者の気持ちに配慮した支援を行っている。	○

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域 3 意向の尊重と自律生活への支援に向けたサービス提供
＜特に良いと思われる点＞ ・園目標に「・元気に・明るく・のびのびと」を掲げ日常の生活や遊びが豊かに展開され、月1回開催される行事などで変化や潤いを持たせる工夫をしています。とくに、7月に行われた「お泊り保育」では前日から友だちとカレー具材の相談をしながら買い物をし、クッキングもするなど単なるお泊りではない「お泊り保育」を行っています。
・障害のある子どもについては、一部にその疑いのある子どもまで対象の幅を広げて、「個別指導計画」を作成し支援しています。
＜さらなる改善が望まれる点＞ ・「入園のしおり」・「重要事項説明書」にも園の相談・苦情窓口、川崎区の相談・苦情窓口、川崎市の第三者委員会なども記載し保護者が自由に選べるようにすることが望めます。

評価分類		A
(1) 利用者の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる。		
・試食会・運動会・夏祭りなどの各種行事、保護者との運営委員会の後で保護者から意見・感想などをアンケートの形で収集しています。また、年度末には1年間を通じての満足度をアンケートの形で確認すると共に、年2回個別面談を実施し保護者との情報交換を実施しています。 ・担任の職員はもとより、登園時は主任、降園時は園長が保護者と対応し、保護者とのコミュニケーションの充実を図っています。また、玄関にご意見箱を設置しており、保護者から意見があった時には園で検討の上内容に応じて、クラスノートや玄関掲示板へ記載したり、手紙で保護者全員に説明するなどにより、迅速に対応し保護者の了解を得ています。		
評価項目		実施の可否
①	利用者満足の把握に向けた仕組みを整備している。	○
②	利用者満足の向上に向けた仕組みを整備し、サービス向上に取り組んでいる。	○

評価分類 (2) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		B
・保育内容に関する相談・苦情については「入園のしおり」・「重要事項説明書」に分かりやすく説明されており、これらは全保護者に配布され、園の玄関には日本保育サービスの相談窓口だけでなく、園の相談・苦情受け付け体制(苦情受付責任者・苦情受付担当者・第三者委員2名)が掲示され、ご意見箱も設置されています。 ・苦情対応は「苦情要望対応マニュアル」に基づき対応され、「クレーム受理票」に記入し進捗管理されています。 ・保護者から意見や提案を受けた時は「苦情要望対応マニュアル」に沿って迅速に対応するとともに保護者には必ずフィードバックする仕組みになっています。また、マニュアルに基づきプライバシーに配慮し苦情内容および解決結果等を公表しています。 <コメント・提言> ・「入園のしおり」・「重要事項説明書」にも園の相談・苦情窓口、川崎区の相談・苦情窓口、川崎市の第三者委員会なども記載し保護者が自由に選べるようにすることが望めます。		
評価項目		実施の可否
①	子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備している。	●
②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	○
③	子どもからの意見等に対して迅速に対応している。	○

評価分類 (3) 子ども一人ひとりの発達の状態に応じた援助を行っている。		A
・子ども一人ひとりを受容した援助のため、個人差の大きい0～2歳児には個々の家庭環境や生活リズム、心身の発達状況や個性の違いを把握し、それらを尊重した「個別指導計画」を策定し援助しています。 ・園目標に「・元気に・明るく・のびのびと」を掲げ日常の生活や遊びが豊かに展開され、月1回開催される行事などで変化や潤いを持たせる工夫をしています。 ・おもちゃや絵本・素材は子どもが主体的に活動できるように自由に取り出しできるようにしています。園では子どもたちの「生きる力」「伸びる力」を育むことを目的に、日常の保育活動のほかに、それぞれの年齢・発達に合わせた多様なプログラム（「クッキング保育」「英語プログラム」「幼児教育プログラム」「体操プログラム」「リトミック教室」）を実施しています。 ・虐待や育児困難家庭へ対応するため、行政・児童相談所を含めたカンファレンスを定期的に開催しており、障害のある子どもについては、一部にその疑いのある子どもについても対象の幅を広げて、「個別指導計画」を策定し支援しています。また、川崎市が資格を出している「発達コーディネータ」については最近の状況に鑑みてその修得に注力しています。		
評価項目		実施の可否
①	子ども一人ひとりを受容し、その発達の過程や生活環境などの理解を深めて働きかけや援助が行われている。	○
②	様々な人間関係や友達との協同的な体験ができ、生活が豊かになるような環境が整備されている。	○
③	子どもが主体的に活動し、自分を表現し、他者の表現を受け入れる力が育つように支援している。	○
④	特別の配慮が必要な子ども（障害のある子どもを含む）の保育にあたっては、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように援助している。	○

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域 4 サービスの適切な実施	
＜特に良いと思われる点＞ ・円滑なコミュニケーションを図ることを大切にし、園独自の「伝達ノート」を作成し保護者への伝え漏れがないよう、職員、保護者相互間の連絡が徹底しています。	
・職員は心肺蘇生、SIDS、幼児安全法支援員の研修を受講し、常勤の看護師は毎月子ども1人ひとりのS字曲線に身長・体重を記入し発育状況の確認、突発的な発病やケガの判断、感染症への対応など子どもの安全の確保に努めています。	
・園では食農教育に力を入れ、各種献立表のほかに食べることの大切さ、楽しさを理解するために年間食育計画、年間クッキング計画をたて保護者に配布しており、「今日のメニューのサンプルと栄養素の3色分け」「園庭で収穫した作物」「好評だったおかずを家でも作れるようレシピカード数種」を誰の目にも入るように、玄関カウンターに置いて子どもとともに関心を持たせています。	

評価分類 (1) 家庭と保育所の生活の連続性を意識して保育を行っている。		A
・職員は子どもが休みの日も含めて家庭での様子を聞き、登園時には保護者に体調を聞くほか、保護者の目の前で体温を測り、視診によって顔色・キズの有無を確認しています。体調が思わしくない時は伝達ノートを活用してクラス、事務所、栄養室に漏れなく情報を伝えていきます。 ・トイレは1歳児に2台、2歳児に2台あり行きたい時にいつでも行かれ、洗面台は各クラスに併設されて、食事前後の手洗いと歯磨き、鼻水拭きと、子どもが自発的に行える体制が整っています。 ・0歳児は体調やリズムを考慮し必要があれば午前寝をさせ、5歳児は就学に向けて各家庭の就寝・起床時間を調査し午睡を無理強いせず、園と家庭の生活リズムの連続性を尊重しています。 ・2歳児までの子ども一人ひとりの状況は日々の連絡帳を用いて、3歳児以上の保護者には口頭で細かく伝えています。日に30人の保護者と話す担任職員もいますが、状況によって伝えられなかった保護者には電話で伝えるなど、職員間の情報交換と保護者への伝達は徹底する姿勢があります。 ・保護者の考え、提案について日々の会話やご意見箱、個人面談、運営委員会後に確認し、次の計画策定に反映させています。		
評価項目		実施の可否
①	登園時に家庭での子どもの様子を保護者に確認している。	○
②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるよう支援を行っている。	○
③	休息（昼寝も含む）の長さや時間帯は子どもの状況に配慮している。	○
④	お迎え時に、その日の子どもの状況を保護者一人ひとりに直接伝えている。	○
⑤	保育所の保育に関して、保護者の考え方や提案を聴く機会を設けている。	○

評価分類 (2) 保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。		
・朝夕に合同保育を編成し職員の仲立ちにより粘土、ブロックなど年齢差があっても遊べる遊具を用意するほか、子どもの状況を見ながら、静かにゆったりとした時間やリズム体操の時間を取り入れたり静と動のバランスに気をつけて支援しています。 ・土曜日のカリキュラムのほか、日ごろ3～5歳児は午後に合同保育が実施され、子どもたちの交流は盛んで、延長保育に繋いでいます。年少児は年長児を真似ることで遊びが広がり、年長児への憧れを持ち、年長児は小さな友だちにやさしく接して遊びを教えリーダーシップを養っています。		
評価項目		実施の可否
①	保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。	○
②	年齢の違う子どもとも楽しく遊べるような配慮をしている。	○

評価分類 (3) 子どもが楽しく安心して食べることができる食事を提供している。		A
・子どもは毎月のクッキング保育で食材に触れ、行事食で季節を感じ、野菜の栽培・収穫で「食農」に興味を持ち、給食当番の緊張など飽きの来ない工夫を園は多様に組んでいます。 ・各クラスの残食ボードから担任、栄養士、調理師が給食会議を開き、離乳食、アレルギー食、昼食、おやつ、捕食、夕食と季節感を盛り込んで細かく献立を作成しています。年齢によってワンプレートから別盛りに変え、季節によっては塩分量を加減しています。 ・宗教食は保護者から、アレルギー食は子どもの主治医の診断や川崎市の健康安全委員会との連携から、除去食材、トレーの色分けなど日々担任職員は栄養士と手渡しで毎回確認しています。 ・年間食育計画、年間クッキング計画が実施され、食べることの大切さ、楽しさを子ども、保護者へ伝えているほか、今日のメニューのサンプル、園庭で収穫した作物、好評だったおかずのレシピカード数種を玄関のカウンターに置き、園内の「食」の情報を提供しています。		
評価項目		実施の可否
①	子どもが楽しく、落ち着いて食事を取れるような雰囲気作りに配慮している。	○
②	メニューや味付けなどに工夫をしている。	○
③	子どもの体調や文化の違いに応じた食事（アレルギー対応を含む）を提供している。	○
④	保育所の食事に関する取組を保護者に対して伝える活動をしている。	○

評価分類		A
(4) 子どもが心身の健康を維持できるよう支援を行っている。		
・職員は運動会の練習中、散歩前、食事の前後とそれぞれに合うルールを子どもに分かるように繰り返し指導しています。繁華街に位置する園なので車の往来が多く、降園時、勝手に園から飛び出さないよう、保護者承諾のもとアンパンマンのイラストを玄関扉に貼り、開錠のボタンと教えています。 ・健康診断（2/年）歯科健診（1/年）身長体重測定（毎月）0～1歳児と順に決められたクラスの内科健診（毎月）について、個人別に医師の所見を含めて記載され職員、保護者に知らされています。 ・看護師が毎月一人ひとりのS字曲線（標準身長・体重表）を記入し、順調な成長について気になる子どもの、食事の摂り方など様子を観察し保育活動の見直しに反映させています。 ・感染症発生時は直ちに玄関に掲示し保護者へ伝えるほか毎月の「保健だより」に掲載し全園に知らせます。SIDS予防として入園前の個人面談で危険を説明して、家庭でうつぶせ寝をさせないよう協力を求めています。0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回睡眠チェックを励行しています。		
評価項目		実施の可否
①	けがや病気を防止するため、日頃から身の回りの危険について子どもに伝えている。	○
②	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それぞれの保育に反映させている。	○
③	保護者に対して感染症や乳児突然死症候群（SIDS）等に関する情報を提供し、予防に努めている。	○

＜組織マネジメントに関する項目＞

共通評価領域 5 運営上の透明性の確保と継続性
＜特に良いと思われる点＞ ・理念・基本方針などの職員の理解が深まるように、毎年テストをして周知状況を継続的に確認しています。 ・職員会議の後、現状で課題と思っていることを職員が順番に話をする研修を実施しています。
＜さらなる改善が望まれる点＞ ・事業計画の策定にあたっては数値目標を設定するなどして、実施状況を具体的に把握できるようにすることが望めます。 ・事業計画に対する職員の認識は十分ではありません。園の目指していること（理念・基本方針の実現）に向けて、事業計画の実行が必要であることを会議などで理解し合うことが望めます。 ・社会福祉事業の動向、園が位置する地域での利用者数・利用者増の特徴・変化、福祉サービスのニーズの情報収集をさらに活発化することにより新たな事業展開が期待されます。

評価分類		A
(1) 事業所が目指していること（理念・基本方針）を明確化・周知している。		
・運営理念・基本方針は「重要事項説明書」・「入園のしおり」・「保育課程」に明記され、玄関にも掲示されています。また、ホームページでも公表されています。 ・運営理念や基本方針は職員には入社時の研修で周知徹底が図られており、玄関・事務所に掲示し常時目にするようにするとともに、代表研修などの場でも折に触れ話をしています。また、園長は職員に対し保育園の住所・電話、保育理念などの確認テストを毎年実施し、周知状況を継続的に確認しています。 ・保護者には入園前説明会において、「重要事項説明書」の中で保育理念・基本方針の説明をしています。また、玄関にも保育理念・基本方針・園目標を掲示し周知しています。なお、年度初めの運営委員会で「保育課程」を配布しその中でも保育理念・基本方針・園目標などを説明しています。		
評価項目		実施の可否
①	理念・基本方針を明示している。	○
②	理念・基本方針について、職員の理解が深まるような取組を行っている。	○
③	理念・基本方針について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取組を行っている。	○

評価分類		B
(2) 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる。		
・開園時点で5年間の中長期計画目標が作成されており、年度ごとの計画が策定されています。 ・年度単位の事業計画は策定されており、中長期目標を反映したものとなっていますが、数値目標などの設定が不十分な面があり実施状況が定性的な把握に留まっています。 ・事業計画は園長・主任が策定しており、半期ごとに実施状況の把握・評価を行っています。 また、設置法人の企画担当が園の状況などを把握し運営管理をサポートしています。 ・事業計画は園で作成し職員会議で討議・周知されていますが、理解しやすいような工夫は行っていません。 ・保護者には年度初めの運営委員会で資料配布し説明しています。 <コメント・提言> ・事業計画の策定にあたっては数値目標を設定するなどして、実施状況を具体的に把握することが望まれます。 ・事業計画に対する職員の認識は十分ではありません。園の目指していること(保育理念・基本方針)の実現に向けて事業計画の実行が必要であることを会議などで理解し合うことが望まれます。		
評価項目		実施の可否
①	理念・基本方針の実現に向けた中・長期計画が策定されている。	○
②	中・長期計画を踏まえた年度単位の事業計画が策定されている。	●
③	事業計画の策定が組織的に行われている。	○
④	事業計画が職員に周知されている。	●
⑤	事業計画が保護者等に周知されている。	○

評価分類		A
(3) 管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている。		
・保育園業務マニュアルで園長・主任・保育スタッフの職務分担が明確にされており、また、園での日常活動の中では、会議や研修の実施の決定や進行を行うなど常にリーダーシップを発揮しています。 ・園長研修、他園での取り組みで参考になることは職員会議で伝え、議論してもらい、サービスの質向上に向けた園での対応を決定しています。また、保育中にクラスに入り様子の確認をし、サービスの質の現状を継続的に把握するとともに、月1回の職員会議、年2回の個人面談を通じて職員の意見を取り込みサービスの質の向上に反映しています。なお、今年より職員会議の後、現状での課題とと思っていることをテーマにして職員が順番に話をする研修を実施するなどの指導力も発揮しています。 ・設置法人が経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務などの面から分析を行っており、その結果は園長会議の場で説明を受けています。必要なものは職員会議で職員にも周知しています。また、経営や業務の効率化や改善にあたっては、職員会議の場で職員全員で審議することになっています。		
評価項目		実施の可否
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	○
②	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	○
③	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	○

評価分類 (4) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		A
・ サービス内容については、クラス担当職員が年・月・週の指導計画を定期的に評価反省し次の指導計画に反映しています。最終責任者は園長です。また、各種行事後の保護者へのアンケートも実施しており、結果は職員会議の場で評価され、保護者には運営委員会で報告されています。 ・ サービス内容・課題などを評価するのは職員会議の場であり、全職員が情報を共有しています。職員会議の中で改善策が審議・策定されていますが、事案によっては各クラスリーダーによるリーダー会議で問題解決に取り組んでいます。実施状況の評価・見直しも職員会議でなされています。また、行事についてはアンケート結果に基づき遠足の行先の変更などがなされています。 ・ 毎年第三者評価を受審しその際自己評価なども実施しています。園長・主任が担当しています。		
評価項目		実施の可否
①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	○
②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	○

評価分類 (5) 経営環境の変化等に対応している。		B
・ 社会福祉事業全般の動向把握は十分ではありませんが、園の見学会・園独自の子育て支援策「のびのびクラブ」参加希望者数の動向から間接的にニーズを把握するとともに、川崎区保育課などの情報から園が位置する地域での利用者数・利用者像については把握しています。 ・ 経営状況については設置法人の企画部門が取りまとめ園長会議などで報告があるので、必要なものは職員会議で報告周知し検討しています。現在は、基本的に定員を割る事はないので、節電チェックなどによる経費節減を行っています。 ＜コメント・提言＞ ・ 社会福祉事業の動向、園が位置する地域での利用者数・利用者増の特徴・変化、福祉サービスのニーズなどの情報収集をさらに活発化することにより、新たな事業展開が期待されます。		
評価項目		実施の可否
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	●
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	○

＜組織マネジメントに関する項目＞

共通評価領域 6 地域との交流・連携
＜特に良いと思われる点＞ ・子育て支援の一環として子育て支援：「のびのびクラブ」を地域に提供しています。この催しは毎月1～3回開催されており、定員は未入园児5組、内容は園内見学・身体測定・お話（毎月テーマを決めて：カタツムリ、水遊び、運動会etc.）となっており、川崎区の広報誌でも紹介されています。
＜さらなる改善が望まれる点＞ ・ボランティア受け入れ件数は年1～3件と低調です。ボランティアを積極的に活用するためには、園の存在をボランティアの人たちにアピールすることが望めます。

評価分類 (1) 地域との関係が適切に確保されている。	A
・川崎区主催の認可保育所「保育作品展」に子どもの作品を出展し、川崎市社会福祉協議会主催の「保育まつり」に参加するなどして園情報を広く開示しています。地域の町内会にも加入し地域活動にも力を入れてきており地域のお祭りでは園児が町内神輿を担がせてもらうなど交流が深まっています。また、各種園行事へ地域の方々に参加してもらうため、参加案内をその都度町内会に届けています。 ・子育て支援の一環として「のびのびクラブ」を地域に提供しています。この催しは毎月1～3回開催されており、定員は未入园児5組、内容は園内見学・身体測定・お話（毎月テーマを決めて：カタツムリ、水遊び、運動会etc.）となっており、川崎区の広報誌でも紹介されています。 ・ボランティア受け入れの基本姿勢は「ボランティア受け入れマニュアル」に明文化されており、毎年1～3件受け入れています。受け入れの際の具体的手順はマニュアルに明文化されています。 ＜コメント・提言＞ ・ボランティア受け入れ件数は年1～3件と低調です。ボランティアを積極的に活用するためには園の存在をボランティアの人たちにアピールすることが望めます。	
評価項目	実施の可否
① 地域社会に対して、開かれた組織となるよう、事業所に関する情報を開示している。	○
② 事業者が有する機能を地域に提供している。	○
③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	○

評価分類		A
(2) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
・川崎区主催の関係機関・団体との連絡会は、幼保小連絡会(1回/3カ月)、年長児担当者会議(1回/3カ月)、認可保育園園長会(1回/2カ月)、主任児童委員連絡会(1回/6カ月)などに参画しています。 ・アスク川崎東口保育園の大家さんが近くにあるチネチッタ駐車場のオーナーでもあることから津波襲来時の避難訓練を実施するなど近隣との協力関係の構築に努めています。 ・川崎区主催の幼保障連絡会、年長児担当者会議、認可保育園園長会、主任児童委員連絡会などに参画し議論すると共に、これらの会議では川崎区からの報告もあり貴重な福祉ニーズの情報源として活用しています。		
評価項目		実施の可否
①	関係機関・団体との定期的な連絡会等に参画している。	○
②	地域の関係機関・団体の共通の課題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
③	地域の福祉ニーズを把握するため事業・活動に参加している。	○

<組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域 7 職員の資質の向上の促進
<特に優れている点> ・設置法人にコンプライアンス委員会が設置されており、入社後コンプライアンスの研修を受講し、法令順守違反を見つけたらだれでも申告できるようになっています。 ・考課基準は職員に明示されており、年3回の自己評価後、園長・エリアマネジャーによる評価を受け、考課後、職員には園長・エリアマネジャーから考課結果のフィードバックがなされています。 ・職員は自己の受講希望と園長の職員の経験や能力を勘案したアドバイスに配慮した「個人別年間研修計画」を策定し、研修を受講しています。研修受講後年3回自己評価をし、園長のアドバイスを半期ごとに「個人別研修計画の見直し」ができますが、最終的には3月の人事面談時に園長と面談し能力開発効果の評価とアドバイスを受け、次年度の研修計画に反映しています。

評価分類 (1) 事業者が目指しているサービスを実現するための人材構成となるよう取り組んでいる。	A
・人事に関しては設置法人が担当し、必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や人事管理に関する方針を確立しています。 ・必要な人材や人員体制については設置法人が担当しています。園長は必要な時にはエリアマネジャーや設置法人の企画担当に相談し対処しています。 ・入社時の研修で遵守すべき法令・規範・倫理などについて研修を受けています。なお、「就業規則」・「倫理マニュアル」などにそれらが整理されており、設置法人にコンプライアンス委員会があります。 ・「人事評価規定」があり説明会で職員に周知されており、人事考課の目的や効果は理解されています。また、考課基準は職員に明示されており、年3回の自己評価後、園長・エリアマネジャーによる評価を受け、考課後、職員には園長・エリアマネジャーから考課結果のフィードバックがなされています。 ・実習生は「実習生受け入れマニュアル」に基づき、主任が担当し受け入れています。受け入れ後の責任体制を明確にするため学校側と「覚書」を取り交わし実習内容についても打ち合わせのうえ決定しています。	
評価項目	実施の可否
① 必要な人材や人員体制に関する具体的な考え方が確立している。	○
② 具体的なプランに基づく人材の確保に取り組んでいる。	○
③ 遵守すべき法令・規範・倫理等を正しく理解するための取組を行っている。	○
④ 職員の育成・評価・報酬（賃金、昇進・昇格など）が連動した人材マネジメントを行っている。	○
⑤ 実習生の受入れと育成が積極的に行われている。	○

評価分類 (2) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		A
・研修制度についての基本姿勢は「保育園業務マニュアル」に明記されています。また、組織が職員に求める基本姿勢や意識は、設置法人作成の「人材育成ビジョン」に明示されています。 ・職員は自己の受講希望と、園長の職員の経験や能力を勘案したアドバイス、に配慮した「個人別年間研修計画」を策定し提出しています。なお、園長は個々の職員の経験や保育実態・作成資料などから、個々の職員の技術水準・知識・専門資格の必要性などを把握しています。また、設置法人の研修はあらかじめ年間プログラムが提示されており、職員は「個別年間研修計画」に基づき関連する研修を受講しています。 ・自己評価を年3回実施し、園長からのアドバイスを受け、半期ごとに「個別研修計画」の見直しをするとともに、3月の人事面談時に園長と面談し能力開発効果の評価とアドバイスを受け、次年度の研修計画に反映しています。また、新入社員には年の近いチューターが付き、アドバイスしたり相談に乗る仕組みを持っています。		
評価項目		実施の可否
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	○
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	○
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類 (3) 職員の就業状況に配慮がなされている。		A
・休暇の取得希望はカレンダーに自由に書き込めるようになっており、主任が担当し勤務体制の見直しなどを行い、可能な限り希望に沿うようにし働きやすい職場づくりに配慮しています。なお、園長は職員の希望や意向を年3回の自己査定後の面談と必要の都度実施する個別面談で把握しており、勤務体制の見直しなどにより人員の補充などが必要な場合には、園長とエリアマネージャーが協議し、設置法人に相談する仕組みになっています。また、メンタルヘルスチェックを毎年実施しており、これで異常が認められた職員ならびに希望する職員には、何時でもカウンセリングを受けられるように設置法人にカウンセラーを配置しています。 ・社員寮、社員同士の交流の場となるクラブ活動への補助、フィットネスクラブの利用、東京ディズニーランドの割引利用など、設置法人は職員の福利厚生に力を入れ取り組んでいます。また、職員の健康の維持については、定期健康診断の他、設置法人のカウンセラー・産業医の利用、設置法人内の発達支援相談員への相談が可能になっています。		
評価項目		実施の可否
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	○
②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	○

認可保育所 利用者調査項目（アンケート）集計表

2013/9/16/

対象事業所：アスク川崎東口保育園

※ 川崎福祉サービス第三者評価事業部

●アンケート送付数（対象者数）（ 69 ）人

●回収率 62% （ 43 ）人

サービスの提供

利用者調査項目		はい	いいえ	どちらとも いえない	無回答
1	落ち着いて過ごせる雰囲気になっているか。	38 人	1 人	2 人	2 人
		88%	2%	5%	5%
2	子どもの体調変化への対応は適切か。	37 人	1 人	2 人	3 人
		86%	2%	5%	7%
3	提供されている食事は、子どもの状況に配慮されているか。	43 人	0 人	0 人	0 人
		100%	0%	0%	0%
4	子どもの保育について、保護者と園に信頼関係があるか。	38 人	0 人	3 人	2 人
		88%	0%	7%	5%
5	園の生活で身近な自然や社会と十分かかわっているか。	38 人	0 人	2 人	3 人
		88%	0%	5%	7%
6	安全対策が十分に取られているか。	41 人	0 人	1 人	1 人
		95%	0%	2%	2%

利用者個人の尊重

7	一人ひとりの子どもは大切にされていると思うか。	36 人	2 人	3 人	2 人
		84%	5%	7%	5%
8	子どものプライバシーは守られているか。	38 人	1 人	3 人	1 人
		88%	2%	7%	2%

相談・苦情への対応

9	保護者の考えを聞く姿勢があるか。	39 人	1 人	0 人	3 人
		91%	2%	0%	7%
10	第三者委員など外部の苦情窓口にも相談できることを知っているか。	32 人	1 人	11 人	1 人
		71%	2%	24%	2%
11	要望や不満はきちんと対応されているか。	38 人	1 人	1 人	3 人
		88%	2%	2%	7%

周辺地域との関係

12	周辺地域と園との関係は円滑に進められているか。	30 人	1 人	6 人	6 人
		70%	2%	14%	14%

利用前の対応

13	【過去1年以内に利用を開始され、利用前に説明を受けた方に】 サービス内容や利用方法の説明はわかりやすかったか。	25 人	2 人	2 人	14 人
		58%	5%	5%	33%

平成 25 年度 川崎市第三者評価 事業者コメント
(アスク川崎東口保育園)

【受審の動機】

開園 4 年目を迎え昨年に引き続き、第三者評価を受審いたしました。

昨年と同じ評価機関に評価を依頼し一貫した調査を受ける事で、継続的に専門的かつ客観的な視点で評価していただき、運営方針である「利用者に本当に求められているサービスを提供する」ということを初めとした方向性が、確実に利用者に届いているかを把握していきたいというねらいが受審の動機です。

地域に開かれた保育園として信頼を得ると共に、保護者が安心して自らの判断で保育園を選択するお手伝いが出来ればと考えています。今後も保護者・子どもたち・地域に親しまれる暖かい保育園でありたいと思っております。

【受審した結果】

第三者評価を受審し、自己評価での個々を振り返り日々の「保育」そのものを見直す良い機会となりました。保護者の意見・第三者評価委員のご意見等を真摯に受け止め、園全体で、本園に通園する子どもたちに合ったサービスの向上・園運営を考え、より良い保育を提供できるよう、日々の保育を大切にし、保育の質の向上と共に保育士としての質の向上に努めてまいります。また、保護者支援も引き続き行なっていけるよう、常にアンテナを伸ばして情報収集していきたいと思えます。

最後に、第三者評価受審に際し、ご尽力いただいた評価機関の皆様、ご多忙にもかかわらず利用者調査にご協力いただいた在園児の保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

アスク川崎東口保育園 園長